

伊予市新型コロナウイルス感染症対策バス・タクシー事業者支援金事業概要

伊予市では、新型コロナウイルス感染症拡大防止に取り組みながら運行するバス・タクシー事業者に対して支援金を以下のとおり交付します。

交付要件等

以下の全てを満たす事業者の方が対象です。

- (1) 個人にあっては本市の住民基本台帳に登録されている者、法人にあっては市内に主たる事務所を有する者
- (2) 市税を完納している者
- (3) 個人にあっては代表者、法人にあっては役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でない者

支援金は、交付対象者が事業に用に供する車両で、当該車両毎に次に掲げる新型コロナウイルス感染症対策を2つ以上実施していることが条件です。

- (1) 乗務員のマスク等の着用
- (2) 乗務員の検温
- (3) 乗客へのマスクの配布
- (4) 車両の消毒作業
- (5) 車両へのアルコール等消毒剤の設置等
- (6) 車両への飛沫感染防止シート（アクリル板等）の設置
- (7) 車両へ注意喚起の表示
- (8) キャッシュレス決済の導入
- (9) 前各号に掲げるもののほか、バス事業者及びタクシー事業者の関係団体がガイドライン等で定める新型コロナウイルス感染症対策

※ 福祉タクシーや介護タクシー、白ナンバーのバスは交付対象外です。

交付額

| | | |
|------|----|---|
| バス | 1台 | 10万円（一般貸切旅客自動車輸送事業又は一般乗合旅客自動車運送事業の許可を受けて運行している車両） |
| タクシー | 1台 | 5万円（一般乗用旅客自動車運送事業の許可を受けて運行している車両） |

申請の方法

必要事項を全て記入の上、その他必要な添付書類と併せて郵送又は伊予市経済雇用戦略課か各地域事務所に持参により提出してください。

必要書類

- ・伊予市新型コロナウイルス感染症対策バス・タクシー事業者支援金交付申請書（様式第1号）
- ・道路運送法に基づく一般旅客自動車運送事業の許可を受けていることを証する書類の写し
- ・支援金の対象となる車両の車検証の写し
- ・完納証明書
- ・伊予市新型コロナウイルス感染症対策バス・タクシー事業者支援金交付請求書（様式第3号）
- ・通帳の写し

※申請に係る証拠書類は、後日内容の検査・確認する場合がありますので、5年間（令和8年3月末日まで）保存してください。

申請から支給までの流れ



受付期限

令和2年12月25日まで
郵送の場合は、令和2年12月25日消印有効

申請書類送付先

- ・ 郵送での申請を希望される場合は、下記宛先へ送付ください。

〒799-3193
愛媛県伊予市米湊820番地
伊予市経済雇用戦略課 宛

- ・ 簡易書留等、郵送の追跡可能な方法での送付を推奨します。

問合せ先

伊予市経済雇用戦略課
電話番号 089-982-1120

様式でのデータでの送付を希望される方は下記アドレスへメールを送付してください。
keizaikoyou@city.iyo.lg.jp